

公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会
役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会（以下「協会」という。）の役員報酬に関する事項を定める。

(支給対象用務)

第2条 支給対象とする用務は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 理事については、理事会、委員会その他理事の職務の執行に必要な用務
- (2) 監事については、理事会、監事会その他監事の職務の執行に必要な用務

(報酬)

第3条 非常勤の役員には報酬を支給しない。

2 常勤の役員に支給する報酬の額は1日につき5,000円以内とし、毎年度における報酬の総額は理事500,000円以内、監事400,000円以内とする。

3 会員以外の監事に支給する報酬の額は、前項の規定にかかわらず1日につき30,000円以内、半日につき20,000円以内とし、毎年度における報酬の総額は400,000円以内とする。

(支給日等)

第4条 報酬の支給日については、半期ごとに精算するものとする。支払い方法については、役員から申請のあった金融機関へ振り込む方法とする。

(改正)

第5条 この規定の改正については、総会の決議を要する。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会の設立の登記の日から施行する。